

# 富士河口湖町事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

平成27年4月6日

告示第51号

## (趣旨)

第1条 この要領は、本町が発注する建設工事及び業務委託等（物品の購入及び賃貸借並びに製造の請負を含む。以下「案件」という。）について、本町の入札参加資格が認定された者に対し、条件を付して実施する一般競争入札に関し、入札参加者の申請手続等の負担を軽減し、入札への参加機会の確保及び入札・契約事務の効率化を推進するとともに、入札並びに契約手続きの一層の透明性、公平性、公正性、競争性の向上を図ることを目的に、「事後審査型条件付き一般競争入札」（以下「事後審査型入札」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## (対象案件)

第2条 事後審査型入札は全ての入札案件に適用するものとする。ただし、入札参加者の資格を事前に審査する必要があると認められるものは除く。

## (公告)

第3条 事後審査型入札を実施する場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、「富士河口湖町公告式規則」（平成15年富士河口湖町規則第1号）によるほか、富士河口湖町ホームページ（以下「ホームページ」という。）により公告するものとする。

## (入札参加資格)

第4条 事後審査型入札に参加することができる者は、現に有効である「富士河口湖町入札参加資格者名簿」に登載されている者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしているほか、町長が対象案件ごとに定める要件を満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 富士河口湖町から、「富士河口湖町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 入札日において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (5) 入札日前6ヶ月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 町税を滞納している者でないこと。
- (7) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者、又は第三者の債権保全の請求が常態化したと認められる者でないこと。
- (8) 建設工事にあっては、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資

本若しくは人事面において関連のあるものでないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(10) 次に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務  
イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(11) その他町長が定めた資格を満たす者であること。

(町長が定める資格)

第 5 条 町長は、前条第 9 号の資格を、次の各号に掲げる事項から対象案件ごとに定め、施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、公告に記載するものとする。

- (1) 本店・本社及び入札契約等権限を委任された営業所の所在地域
- (2) 対象工事と同種類似の工事の施工実績又は能力
- (3) 経営事項審査の総合評点又は指名競争入札参加資格の等級の範囲
- (4) 技術者の資格、経歴及び同種の工事の施工従事経験
- (5) 地域への貢献実績
- (6) その他町長が必要と認める資格

2 町長は、前項の資格を定めるため、「富士河口湖町建設工事入札参加者資格審査及び請負業者指名選定委員会」の審議を経て決定することができるものとする。

(入札参加等)

第 6 条 入札に参加できる者は、入札参加資格要件のいずれも満たす者であれば、原則として誰でも入札に参加することができるが、町長が、必要と認めた場合は、受付期限を定め、入札参加の意思確認のため、事前に「富士河口湖町事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書」（以下「申出書」という。様式第 1-1 号、第 1-2 号）を提出させることができるものとする。

2 前項における「申出書」の提出方法は、公告又は共通説明書に記載するものとする。

(入札保証金等及び契約保証金)

第 7 条 入札保証金等及び契約保証金は、富士河口湖町財務規則（平成 15 年富士河口湖町規則第 36 号）に定めるところによるものとし、この旨は公告において明示するものとする。

2 入札保証金等は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあっては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後に返還するものとする。

(設計図書等)

第 8 条 設計図書等の閲覧、貸し出し方法については、公告に記載するものとする。

2 設計図書等に関する質問は、公告に示した期間及び場所において、受付け、当該質問に対する回答を公告に示した日時までに、ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札等)

第9条 入札の執行回数は、広告または入札説明書に明示するものとする。

2 入札した結果、入札参加者が1者の場合にあっても、一般競争入札の競争結果とみなし、入札は成立したものとする。

3 入札は、指定された入札日時に、入札会場に、「富士河口湖町事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。様式第2号）及び公告及び入札説明書で指定された提出書類とともに直接持参することとし、条件で認められた案件以外は郵送、電送等は認めないものとする。

4 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めないものとする。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、次の各号に定めるほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(1) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(2) 入札参加者は、入札前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札の延期又は中止)

第11条 町長は、天災等の不可抗力や、入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることができるものとする。これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても弁償の責任を負わないものとする。

(入札の辞退)

第12条 申出書を提出した場合にあっては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 指定された入札辞退届を持参する場合にあっては、入札日時までに指定された場所に提出するものとする。

(2) 入札辞退届を郵送する場合にあっては、入札日前日までに指定された場所に到着するものとする。この場合は、併せて電話連絡するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後に不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(入札の無効)

第13条 次の入札は、無効とするものとする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札。

- (2) 入札に関する不正の行為があったとき。
- (3) 財務規則第160条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (4) 2枚以上の入札書が入っていたとき。
- (5) 金額が訂正されていたとき。
- (6) 金額がゼロ円のとき。
- (7) 記名押印を欠いていたとき。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (9) 明らかに連合によると認められるとき。
- (10) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に入札したとき。
- (11) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に入札したとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

(開札の立会い)

第14条 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札（開札）事務に關係のない職員を立ち会わせるものとする。

(開札)

第15条 入札（開札）事務担当者は、開札したのち、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最も低い価格で入札した者から順に落札候補者とし、最も低いものから第2番目までの入札価格及び当該入札をした者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。

- 2 落札となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者が立会人としているときは、これに代わり入札（開札）事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 入札（開札）事務担当者は、入札日に入札表を作成するものとし、当該入札に係る入札書等を提出したすべての入札参加者及び入札金額を記載するものとする。また、第13条により無効となった入札書については、その旨を記載するものとする。

(落札者の決定等)

第16条 町長は、落札者が決定するまで、最も入札価格の低い落札候補者から順に、申請書及び公告及び共通説明書で指定された提出書類等を、提出日の翌日から起算して3日以内（休日を除く）に審査を行うものとする。

- 2 審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うものとする。
- 3 審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定されたものとし、町長は速やかに「落札決定通知書」により通知するものとする。
- 4 落札決定までに、落札候補者が公告及び共通説明書に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとする。
- 5 落札候補者が提出期限までに入札参加資格の確認に必要な書類を提出しないとき、又

は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認したときは、その者とした入札を無効とし、当該落札候補者に対して、「入札参加資格不適格通知書」（以下、「不適格通知書」という。）を送付するものとする。

- 6 不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下、「不適格理由」という。）についての説明を、説明要請書により求めることができるものとする。
- 7 町長は、不適格理由についての説明を求められた場合には、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、回答書により回答するものとする。
- 8 不適格通知書を受けた者は、不適格理由の説明を求めても第16条及び第18条の事務の執行を妨げないものとする。
- 9 町長は、落札候補者の審査及び不適格通知書を受けた者からの説明に関し、委員会の審議を経て決定することができるものとする。
- 10 落札者がない場合は、再度の公告又は指名の上、後日改めて入札を行う。ただし、町長が必要と認める場合は、随意契約ができるものとする。

（費用の負担）

第17条 入札書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札参加者の負担とするものとする。

（入札結果の公表）

第18条 町長は、落札者を決定した場合は、入札結果を「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第8条の規定に基づき、町のホームページにおいて公表する。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか事後審査型入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月24日から施行する。